

NPO 法人 練馬家族会

Fellowship of Nerima for the family of mentally handicapped persons

今、お父さんの助けが必要です

子どもの心の病をきっかけに、お父さんがもう一度子育てをやり直してみたいはいかがでしょうか。そして、練馬家族会の一員として、障害者が普通に暮らせる理想の社会を、一緒に目指しましょう！

昔の父親像

かつて「地震・雷・火事・親父」と言われるくらい、父親は怖い存在でした。時代は変わってきているとは言え、これは理想の父親像として男性の心に根付いているようです。

さて、そのような父親のことを「頑固親父」と言いますが、その行動は、家に帰れば「風呂・メシ・寝る」の単語のみ、食事中的会話も厳禁という家庭が、少なくないでしょう。そういう家庭環境の下、子どもが精神病に罹患したとしたら、「そんな奴は俺の子どもではない」と一蹴され、母親はオロオロすることでしょう。

21世紀の理想の父親像

アサヒビールが2005年5月に実施したアンケートでは、21世紀の理想の父親像として、

第1位 家族から尊敬される

第2位 家族想いでやさしい

第3位 イザという時に頼りになるが上位を占め、「怖い・厳しい」は10位以下になっています。かつてのように「男は仕事・女は家庭」という意識は薄れ、家族を大切にする父親が理想像として浮かび上がってきているようです。

男性も子育てに参加する時代

そんな意識も反映しているのでしょうか。少子化対策の一環として

平成15年7月に公布された「次世代育成支援対策推進法」では、仕事と家庭の両立支援と働き方を見直すことの一環として、父親も育児休業制度を積極的に利用させるよう、事業主側にも環境の整備やその取組方法を求めています。平成14年10月現在の調査では、男性の取得率は0.33%、女性の場合は前回の調査より上昇し64%という結果が出ています。この結果から推測すると、まだまだ、男性は仕事という意識が根強いようです。

精神障害者を持つ父親として

女性の育児休暇取得率ほどではありませんが、当会主催の家族交流会への男性参加者は、全体の3割近くあります。旧福祉団体時代には、1割にも満たなかったのですから、これは大きな進歩と言えます。

今、このNPO法人の運営に係わっている男性は、実は、お母さんと共に十分に子育てに係わることができなかったお父さんが多いのです。そして、子どもが心の病気になったことで、家族と真剣に向き合えるようになり、遅ればせながらではありますが、子育てに参加しています。

年齢を重ねても、我が子に対しての責任だけは取りたいという意識が、やがては、社会を変えなくては行かないというポリシーに変わって行く姿勢は、社会で揉まれてきた男性な

らではの意識変革ではないでしょうか。

父親が係われば子どもも変わる

父親が子育てに係わった子ども、特に父親と一緒に遊ぶ子どもは、感情育成が良いという統計結果が出ています。

精神障害者の家族はどうでしょうか。高EE（高い感情表出）の家族は、病気の再発率が高くなります。その元凶の一つは、父親が頑固で怒りっぽく、子どもの病気を認めないことです。もう一つの原因は母親の無償の愛です。どちらであっても、心の病気を知らないから対処の方法が分からない、ということが問題です。では、解決方法はあるのでしょうか？答えは簡単です。父親も母親も「精神病を知ること」です。

精神病は「赤ん坊に戻る病気」だと、ある識者は言います。ならば、自分の子どもが心の病気であることを逆手に取り、昔は真剣に取り組めなかった子育てに、父親がチャレンジできる好機到来です。母親だけに任しておくのは、なんとももったいないことではありませんか。

NPO法人練馬家族会では、お母さんだけではなく、お父さんの参加をお待ちしています。今できることの実行、これからしたいことの実現は、社会経験豊かなお父さんだから可能なのです。



NPO 練馬家族会主催 平成17年度上期勉強会 報告

2005年8月26日(金) 13:30～16:30 中村橋福祉ケアセンター2階集会室

テーマ:「障害者自立支援法」ってなんだろう? 講師:田中直樹氏



残暑厳しい折にも係わらず、保健師1名、PSW1名の聴講者を含めて18名の参加がありました。本日の司会は佐藤副理事長が担当しました。

■ 交流会会長の挨拶

病気療養中だった工藤副理事長兼交流会会長が復帰しましたので、存在証明の挨拶から始まりました。その中の印象に残った言葉を紹介しましょう。『癌に冒された腎臓を一つとってきました。癌も薬や治療法の確立で治る病気になってきています。癌で死ぬ人はいますが、統合失調症で死んだ人は知りません。今後、良い薬が開発され完治する病気になると信じ、頑張っていきましょう』

重みのある挨拶の後、本日の講師である田中氏の簡単な経歴紹介があり、勉強会が始まりました。

■ 作業所の現状と紹介

氏が係わっている作業所やグループホームの紹介とともに、全国

2000か所の内、東京都は270か所の精神障害者が通所する作業所があり、練馬区は23か所もあり、恵まれた環境だと紹介されました。恵まれているとは言え、待機者が存在することも事実ですので、こういった施設が増えて欲しいというのが、私の思いです。しかし、障害者自立支援法はその願いを実現するものではないというのは知っていましたが、なぜ? そうなるのかを、今回の勉強会で知りたいと思っていました。

■ この法案についての予備知識

郵政民営化法案が参議院で否決されたため、その煽りを食って、障害者自立支援法も廃案となったことは周知のことと思います。当初、この勉強会のテーマは「障害者自立支援法～直近の動向～」となっていました。衆議院で可決後、参議院の審議途中で廃案になったため、この法案がどんな内容だったかという勉強会になりました。

まず、法律に書いてあることだけではわからないことが多く、政令(役人が出す)や省令(厚生労働大臣が出す)という付帯事項が多く、法案が成立してから詳細が決まり、厚生労働省のやりたい放題の法律になる危険性があると話されました。

■ 法案の審議経過とその問題点

2004年10月に「改革のグランド

デザイン案」が発表され、わずか4ヶ月で「障害者自立支援法案」として閣議決定され国会に上程されました。実は、昨年3月頃から「三障害の一元化」を目指した法律が水面下で動いていたということです。

では、なぜ審議を急いだのかという謎ですが、新年度の決定予算は2月10日までに決定し、4月からの予算組としてすでに入っているため駆け足の審議になった訳です。

かつてない障害保健福祉施策であるにも係わらず、厚生労働省の都合で審議を尽くさなかったことに怒りを覚えました。

衆議院の審議では、本来ならば、6月8日にこの法案を可決成立する予定でしたが、野党の猛反発もあり、雇用促進法のみが採決されています。そして、7月15日に衆議院において与党の賛成多数で強行採決された経緯が紹介されました。

■ 法案の動機は「お金が無い」

平成15年4月から始まった、支援費制度の利用者が多く赤字となり、それを止めるための法案であると同時に、障害者への医療費を抑制する、いずれは介護保険と一本化する等の狙いがあると紹介されました。また、地方に障害者福祉施策を持って行かれないが、地方への負担金も増やしていくなど、払えるお金の限度を国がコントロールできるように



する制度でもあると話されました。

財政赤字解消のために、他に削るべきところがあるにも係わらず、弱い者いじめをしている法案であるという印象を受けました。

■ そのコントロールの方法とは

利用者が使ったサービスの費用の一定割合を支払う応益負担を導入することで、財政支出を削減し、また、応益負担が生じることで、サービス利用の抑制も期待されるようです。すなわち、使えるサービスがあっても「お金が払えないなら我慢しなさい」ということになります。

また、区市町村では「障害者福祉計画」が義務づけられ、できる範囲を設定し、その方法も含めた予算組を「義務的経費」として予め決定しておきます。すなわちできることしかしらない経費であるため、予算以上の経費は「裁量的経費」となり区市町村が支払います。義務的経費は2月に決定する国の予算額に経常され、その範囲内でのやりくりのため、サービスの抑制も充分考えられます。



■ 施設体系の再編成

現存する福祉施設は解体され、事業の種類や機能によって分類されます。事業類型として「日中活動の場」「住まいの場」の2つに分かれ、その内訳も「働ける・働けない」「介護が必要・いらぬ」「障害程度は重い・軽い」など二者択一となり、施設も目的別かつ能力別に分けられ、施設側は設定された効果が上がらな

い場合は「ダメな施設」となり給付費が減額されます。多様な障害者の混在は非効率という考えは、生産効率一辺倒の企業運営に合い通じるものを感じました。氏は、障害者の生活の視点の欠如だと断じていました。

■ 障害程度区分の認定とは

サービスを利用するためには、利用者側も手帳制度とは別に新たに「障害者程度区分」の認定が必要となります。その理由として、利用できるサービスを予め認定することで「個別給付」を設定し、それによって義務的経費を裁定するためです。この認定方法も精神障害者は未だその定義が明確ではなく、程度を区分すること自体が問題だと氏は話されていました。

また、地域活動支援センター・福祉ホーム・移住サポート事業は区市町村の事業となるため、障害程度区分認定は必要ありませんが、負担の有無は区市町村の判断となります。

■ 32条はどうなるの？

32条とは、精神保健福祉法第三十二条で謳われている、精神神経科で通院治療を受けている方の医療費の95%のうち、健康保険で給付される負担額の残りを公費（国と都道府県）で負担する制度のことです。法案では、この32条が廃止され、新たに「障害者自立支援医療」となります。現行の5%負担が、10%負担かつ所得に応じた上限設定となっていますので、3割り負担の人も当然出るはずですが、所得30万円以上の世帯はもちろんです。中間的な所得世帯であっても認定要件（精神障害者は統合失調症・躁鬱病・てんかんに限定）を満たさない人は外されます。また、指定医療機関以外での受診も3割負担となります。精神障害者にとっての精神科医療は生きる術であるという視点から、十分に検討するべきだと話されていました。

また医療費負担を避ける対策としては、当事者が世帯を別にするこ



がベストだと氏は勧められました。それをきっかけに自立の道を模索することも必要ではないかと、私は考えています。

ここで、講師は、32条についての東京都の現状を紹介されました。

東京都の現状

- 医療費 70/100 健康保険
- 25/100 都と国が負担
- 5/100 原則本人負担だが都が負担

この法案が成立した場合、都は5/100の負担について明確な回答をしていないため、今後、その分を区が負担してはどうかと、氏が在勤している杉並区に話をされたということですが、断られたというエピソードが紹介されました。

■ まとめとして

国はお金がないことを前提にこの法案を作ったため、施策としての「福祉」は守るが、障害者や家族の視点は切り捨てました。氏は「制度は安定するが生活はおびやかされる」と語っていますが、現状でも社会福祉サービスの絶対量が不足する中、これ以上の我慢や犠牲を障害者やその家族に強制し、その上、障害者の生活費を削ってまでも応益負担をさせることは、憲法が保障している「生存権」までも危うくします。成熟した国家を目指す国として、これは大きな汚点ではないでしょうか。

この法案は廃案となりましたが、小泉内閣が政権を握れば、無修正でこの法案を通すと、尾辻厚生労働大臣は息巻いていました。フィードバックできるような施策になるよう、また障害者施策を全国民の問題とし

て捉えてほしいという言葉で、講義は終了しました。

■ 質問コーナー

Q 障害程度区分認定は誰がするのか？

A 介護認定方法は有効でないという結果が出ているので、結局、総合的な判断は区市町村の審査会が下すようになる。その場合、本人に病識が無いと認定されないかもしれない。

Q 薬価は上がるか？

A 負担は増えていくので、高い新薬ではなく、安い旧薬への変更も考えられる。

Q 世帯の収入での医療費負担とは？

A 障害を理由に税金をまけてもらっているなら、応益負担は当たり前と考えているのが役人で、本来は個人収入で考えるべきである。

Q 作業所に行くとお金がかかる？

A 個別給付に移行しなければ、払う必要はないが、事業形態によっては払う必要も生じる。また、間接的に支払うハメになりこともある（メンバーの工賃が今以上に安くなる可能性もある）。

■ 感想を聞いてみました

- とんでもない悪法です。断固阻止しなくてはなりません。
- 32条が無くなる危険性があるので、まだ、決まっていないことだが成立してほしいとは思えません。
- 32条が後退するのは残念ですが、こちらの都合だけでは、どうにもならないこともあり、多少の負担増は致し方ないのかもしれない。
- 三障害同一にするのは良いのだが、法案の中味を十分に検討してほしいです。
- 巧妙なトリックが、あちこちに仕掛けられた法律だということが理解できました。



- 障害者のことを全く理解していない役人が作成した法律だという印象を持ちました。

今回、PSWとして病院に勤務されているHさんも聴講者として参加されました。後日、お礼のお手紙をいただきましたので、要旨のみを掲載します『病院勤務のPSWでありながら、この法案のことを十分に知らなかったのですが、わかりやすい講義で大変良い勉強になりました』

(編集部 高田)

福祉用語の基礎知識

耳慣れない専門用語の意味を理解することも、福祉活動の第一歩とも言えます。

今号は、障害者自立支援法案で用いられた精神保健福祉関連用語を解説します（再掲した用語もあります）。

● PSW

精神保健福祉士の略称。精神保健福祉領域で、病気や障害に伴う、経済的・社会的・心理的な悩みや問題について相談を受け、その解決の手伝いをするための専門職。1997年に国家資格として誕生するが、1950年代から精神医療チームの一員として導入されてきた、歴史ある職業でもある。

● 三障害

障害者基本法第二条では、知的障害・身体障害・精神障害があるために、長期にわたり日常生活または社会生活に相当な制限を受ける者を障害者と規定している。これを受け、これらの障害をまとめて三障害と呼ぶことが多い。

● 32条

正式名称は「通院医療費公費負担制度」と言い、精神保健福祉法第四節、通院医療費に関する項目の第三十二条に記載されているためこのように略称する家族が多い。

● 雇用促進法

正式名称は障害者雇用促進法改正案という。

● 支援費制度

行政がサービスの提供者や内容

を決定していた「措置」に代わり、障害者の方が自らサービスを選択し、利用するための制度。

● 応益負担

受けるサービスの程度に応じて費用を負担するという考え方。対して、本人の所得に応じて費用負担を考えることを応能負担と言う場合がある。

● 手帳制度

三障害のいずれかに該当する場合、福祉サービスを受けるために「手帳」を交付しているため、そのように呼ばれている。

● 生存権

日本国憲法第二十五条第一項では国民の生存権について、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とし、基本的人権のひとつである。

福祉施設のトラブルであなたは泣き寝入りしていませんか？

練馬区保健福祉サービス苦情調整委員制度のご紹介

よく聞く悩み

家族会の交流会に時折寄せられる悩み（いわば愚痴ですが、）に、当事者の弁として、作業所や施設で不当な扱いを受けている、というものがあります。家族が直接抗議しても、職員に取り合ってもらえなかったり、当事者のへ待遇が余計に悪くなった、という報告も少なくありません。

これらの事例のほとんどは、家族と施設側の認識のズレから来るものでしょう。施設職員は福祉のプロであるわけですから、福祉に反する行為がそこにあるとは信じられません。また、障害が原因の被害妄想という懸念もあり、誰も責められない場合が多いことと思います。

しかしながら、実際には、施設の運営はブラックボックス化されおり、（ここでは施設の特定をしません）常軌を逸した運営が稀にあるということも囁かれています。こういった問題は、家族が法廷に持ち込むこともあるようですが、ほとんどの場合、泣き寝入りして終わることが多いのが現実です。その理由として、やはり、当事者に対しての施設の処遇がさらに悪化するのではないかという危機意識があるからです。

保健福祉サービス苦情調整委員

練馬区保健福祉サービス苦情調整委員は、「練馬区保健福祉サービス苦情調整委員条例」に基づいて、平成15年6月1日に活動を開始した第三者機関です。

制度の目的は、保健福祉サービス（介護保険を含む）を利用している練馬区民の権利および利益擁護を図ることで、3人の苦情調整委員と2人の保健福祉サービス専門相談員によって運営されています。

家族や当事者がこの制度で利用できるのは、「相談」と「申立」の2つです。いずれも福祉サービス上の

苦情を訴えることができます。

相談

「相談」では、内容に応じて、「情報提供」「紹介・連絡」「助言」「制度説明」といった、相談者へのアドバイスがおこなわれます。事故などの深刻な事例については「弁護士会の相談窓口」、医療に関する苦情については東京都の「患者のこえ相談窓口」が紹介されます。

申立

苦情調整委員の職務の1つは、保健福祉サービス（介護保険サービスを含む）に関する、区民からの「苦情申立」を受けて調査を実施することです。「申立」ができるのは、本人のほか、配偶者、同居の家族、三親等内の親族、民生委員児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、人権擁護委員などです。

調査結果は、条例施行規則に基づいて、「申立」を受けた翌日から原則45日以内に申立人に通知されます。

「申立」の対象となるサービスは、公的サービス、または民間事業者によるサービスのいずれでも良いということですが、事実のあった日から1年以上経過している事項、他で係争中または解決済み、医療、食品・環境衛生、規制取締りに関する行政処分などは、「申立」の対象にはなりません。

「申立」は、文書で提出することが原則ですが、申し出人の事情により、口頭や点字によっても可能です。

実際の利用

練馬区保健福祉サービス苦情調整委員に相談、あるいは申立を行なう手続きは、非常に簡単です。まず、次に挙げる窓口で連絡を取ってください。

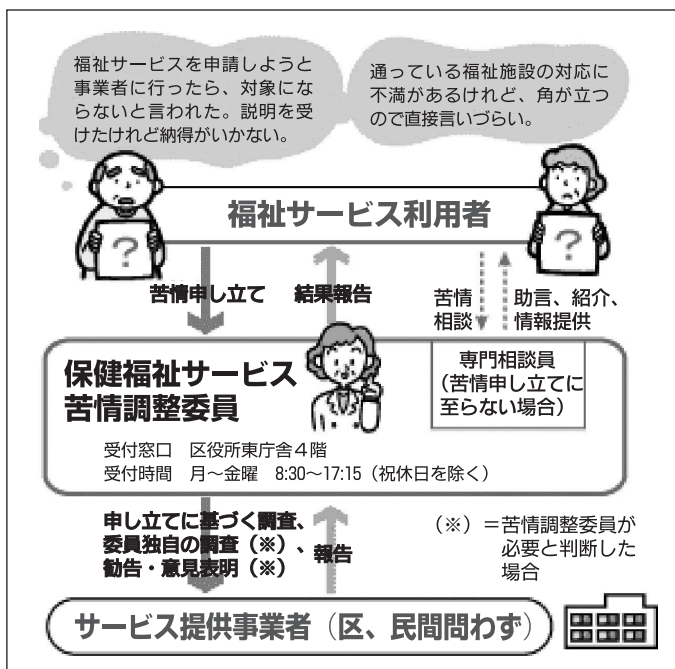
練馬区保健福祉サービス苦情調整委員事務局

区役所東庁舎4階 ☎03-3993-1344
受付時間 8:30～17:15
(祝休日を除く月～金)

- 苦情調整委員との面談日（第1～4火曜 13:30～16:00）の予約を受け付けます。
- 専門相談員が苦情や相談を受けます。

利用にあたって

実際に委員の方からお聞きした話として、精神障害の施設についての苦情相談事例は少ないですが、仕返しを怖がらずに、匿名でも構いませんので、どんなことでも相談に来てくださいとのことです。家族に切望されていた第三者機関を利用できるようになったことは、大変喜ばしいことです。（編集部 長谷川）



NPO 練馬家族会 主催 研修バス旅行 開催のお知らせ

日 時：10月19日（水）日帰り

行き先：栃木県さくら市喜連川町 ハートピアきつれ川

参加料：おひとり 1,500 円（昼食代・温泉入浴料を含む）



昨年6月にもお邪魔しましたが、好評につき、今年もハートピアきつれ川にて、きれいな自然の中、障害者が励む作業を見学します。貸し切り観光バスで移動する行き帰りの道中は、同じ悩みを持った家族どうしの交流が行なえる、貴重な時間です。今年は、お昼の会食の他に、温泉も楽しむ予定です。

当事者の方もご家族と一緒に参加できますので、秋の一日をリラックスして楽しみましょう。詳細は、会員様宛に葉書を送付いたしますのでご覧ください。参加申し込みは、家族会事務局（☎ 03-3994-3250）までどうぞ。



江古田ゆうゆうロード ナイトバザール

日 時：11月26日（土）17:00～20:00

出し物：甘酒とポップコーンの実演販売、及びバザーの予定

家族会事務所がある、江古田ゆうゆうロードでは、奇数月の第4土曜日の夕方5時から8時まで、ナイトバザールというイベントを行なっています。練馬家族会も商店街の一員として、今年3月から参加していま

す。

3月は甘酒とバザー、7月はポップコーンとバザーで出店しました。予想以上のお客さんに、家族会ナイトバザールスタッフ一同てんでこ舞いでその対応に追われました。

また、開催当日は、会員やそのご家族も顔を出されたり、お手伝いをしていただいたりと、日頃の交流会では見ることのない一面にも触れることができ、この催しに参加することで、当事者が社会との接点を持つてもらえればとの気持ちも会員各位

からの意見として出ています。

バザー用品、ご提供のお願い

家庭で眠っている、商品価値のある品物がありましたら、バザー品としてご提供ください。ただし、売れ残った場合は、各自で持ち帰っていただきますので、手で持ち運べるものが良いでしょう。ご協力お願いいたします。

また、当日バザーのお手伝いをしていただける会員さんも募集していますので、ぜひご連絡下さい。

家族会 NOW!!

● 第2回きらら運営委員会

平成17年度第2回地域生活支援センター「きらら」運営委員会が、8月9日（火）に、きらら交流室で行

なわれました。当会より、理事長の橋本と理事の渡邊が出席しました。

● 大泉病院デイケア科会報

「あんでな」No.9をご送付いただきました。ありがとうございます。

● 平成17年度第5回理事会

表題の催しが8月23日（火）に、家族会事務所で行なわれ、理事8人が参加しました。

● 平成17年度第3回運営会議

表題の催しが9月3日（土）に、家族会事務所で行われ、正会員13人が参加しました。

製作協力をお願い

練馬家族会は、会員会費と助成・補助金等で運営していますが、現状の予算では活動に制約があります。そこで、当会報や家族会ホームページへの製作協力を、資金援助という形で、心ある皆様をお願いしております。練馬家族会のスポンサーとして、私達の活動を応援してください。よろしく願いいたします。

～心の扉を開く医療がここにはあります～

都市型病院を

目指す



医療法人財団厚生協会

大泉病院

《診療科目》 精神科・神経科・心療内科・歯科

〒178-0061 東京都練馬区大泉学園町 6-9-1

Tel・03-3924-2111（代表） Fax・03-3924-3389

NPO 法人練馬家族会主催 10月度家族交流会 開催のお知らせ

日時：10月28日(金) 13:30～16:30

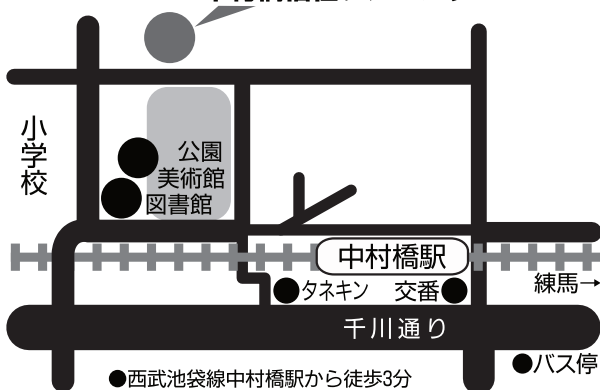
場所：中村橋福祉ケアセンター 2階集会室
(貫井 1-9-1 / ☎ 03-3926-7211)

中村橋福祉ケアセンター

気候の良い10月の家族交流会は、NPO 法人の主催になった6月の開催から数えて5回目になります。

普段なかなか会えない、同じ悩みを持つ家族が集まれる貴重な催しです。癒しや情報収集の場として、家族会活動の基本となる、この家族の集いにぜひお越しください。

見学も受け付けておりますので、事務局(03-3994-3250)までお問い合わせください。(見学料500円)



●西武池袋線中村橋駅から徒歩3分

●バス停

NPO 法人練馬家族会主催家族支援事業 家族のためのパソコン教室 受講者募集

IT時代と言われ久しく、精神保健福祉についての情報が、ネット上で容易に収集できるようになりました。しかしながら、障害者の家族の方々がITを利用する機会はまだまだ少ないのではないのでしょうか。そこで練馬家族会では、企業助成金を利用して、障害者の家族がIT技術を身に付けるための講座を9月から開催することになりました。

現役のパソコン教室の先生を迎え、毎月2回(木曜と日曜に1回ずつ)開催し、受講は無料です。全くコンピュータに触ったことが無い人や、高齢の方を中心に考えていますので、安心して受講していただけます。インターネットやメールが使えることを目標に頑張りましょう。

今年度の受講者は、家族会正会員あるいは交流会員の方に限らせていただきます。

お申し込みや日程等のお問い合わせは、家族会事務局(☎ 03-3994-3250)までどうぞ。



高田進一郎撮影「月見」
「満月の夜はなにかが起る」のジ
ンクスを信じ、人間になりたい犬
の夢は叶えられたのだろうか？

五行歌

渡邊ミツ子

鏡の中の

真つ黒な顔

百姓やつてた

青春時代の

ウン、あの時の顔だ、

■編集子より

古典落語の出し物で「松山鏡」というネタがある。鏡を知らない百姓が、鏡に映った自分を見て夫婦喧嘩となり、最後は尼さんの仲介でメデタシメデタシで終わるのだが、江戸時代のお百姓の生活が如実に語られ、少々物悲しいネタでもある。だから、青春時代の自分の顔を思い出せるということは、生活が豊かになった証拠なのかもしれないと思えるのである。

HL パソコン教室

基本操作からホームページまで、パソコン書籍著者がマンツーマンで直接教えます。年配の方、初めての方でも大丈夫です。

週1回1時間のレッスン

入会金8,000円・月謝12,000円

無料体験講座随時実施中!!

場所：中村橋駅から徒歩5分

問合：03-3926-2451 (オフィス棟屋内)

この会報をご覧になった方に限り

襖 貼替 特価 1枚 2,500円

障子貼替 特価 1枚 2,300円

その他、内装工事すべて

通常より1割5分引き

親切・丁寧にお引き受け致します。

電話：03-3992-6550

内装工事一式 襖・クロス

橋本表具店

読者の皆さんの中には、俳句・川柳・短歌・イラスト・書画・俳画・写真など、多彩な才能をお持ちの方がいらっしゃると思います。小誌では、読者の皆さんの作品を随時掲載して行きたいと考えております。心温まる作品の投稿をお待ちしております。投稿作品は、家族会事務局会報編集部まで、どしどしお寄せください。(編集部より)

NPO法人 練馬家族会 入会のお誘い

個人ではできない社会への働きかけも、皆で行なうことで、理想の実現が近づきます。心ある方は、是非当会に入会して、運営や活動にご協力ください。

会費 正会員 年会費 20,000円 (個人)
 賛助会員 年会費 10,000円 (団体可/一口)
 私達と一緒に明るい福祉社会を築いて行きましょう。
 お問い合わせ・お申込みは事務局までどうぞ。あなたのご入会をお待ちしております。(NPO法人 練馬家族会)

練馬家族会10月スケジュール

10月19日(水) 8:30～ 10月28日(金) 13:30～16:30
 ハートピアきつれ川研修バス旅行 10月度 家族交流会

区内各保健相談所「家族の集い」10月予定

※初めての方は、事前に、各保健相談所の家族教室担当保健師か、地域の担当保健師にご連絡ください。

10月3日(月) 14:00～16:00 北保健相談所 北町 8-2-11 ☎ 03-3931-1347	10月11日(火) 10:00～12:00 大泉保健相談所 大泉学園町 5-8-8 ☎ 03-3921-0217
10月7日(金) 14:00～16:00 光が丘保健相談所 光が丘 2-9-6 ☎ 03-5997-7722	10月12日(水) 14:00～16:30 豊玉保健相談所 豊玉上 5-15-19 ☎ 03-3992-1188
10月7日(金) 13:00～15:00 関保健相談所 関町東 1-27-4 ☎ 03-3929-5381	10月24日(月) 14:00～16:00 石神井保健相談所 石神井町 7-3-28 ☎ 03-3996-0634

地域生活支援センター「きらら」10月スケジュール

オープンスペース 日月火金土曜 12:00～20:00 木曜 16:00～20:00 面接相談(要予約) 毎週 火・木曜 午前中 パソコン教室(要予約) 4・11・18日(火) 14:00～17:00 パソコン開放 8・22日(土) 14:00～17:00 SST 17・24・31日(火) 14:00～ 10月7日(金) 13:00～16:00 出張きらら(光が丘ボランティアコーナー) 10月8日(土) 14:30～16:00 当事者の会(せきららの会) 10月13日(木) 16:00～ 夕食作り・夕食会	10月14日(金) 13:00～16:00 出張きらら(関町ボランティアコーナー) 10月15日(土) 14:00～15:00 茶道の日 10月21日(金) 14:00～15:00 卓球の日 10月22日(土) 16:00～ 茶話会 10月28日(金) 13:00～16:00 出張きらら(大泉ボランティアコーナー) 10月29日(土) 14:00～16:00 トライアル・ゼミ(就労準備グループ) ※その他、お問い合わせ・ご予約は、 ☎03-3557-9222(きらら)まで直接 お問い合わせをお願いします。 ※水曜日・祝日はお休みです。
---	---

編集後記

2005年の夏も昨年同様に台風の惨禍に見舞われ、多数の貴重な人命が失われ、また、アメリカではハリケーン「カトリーヌ」の上陸により、ルイジアナ州は甚大な被害を被り、特にニューオーリンズには、地獄とも思えるような爪痕を残しました。

さて、ニューオーリンズはジャズの街ですが、その祖と呼ばれているコルネット奏者のバディ・ボールドンを育てた街でもあります。黒人娼婦の子としてこの街で生まれ、55年の生涯を精神病院で閉じています。一般に「芸術家」と呼ばれてその名を馳せる人は、常人とは一線を画す感性を持ち合わせているため、精神を病む人が多いようです。薬物やアルコール依存性、躁鬱病の音楽家・著述家・画家を列挙すれば枚挙に暇がなく、凡人には彼等の苦悩など理解できるはずもなく、それが自分にはない魅力でもあるため「狂」に惹かれるのかもしれない。

「月」にまつわる話をしましょう。ラテン語で月の事を「ルナ」と呼びますが、これを語源とする英語の「ルナ」あるいは「ルナシィ」は“狂気”と言う意味も持ちます。日本人の感性も国によっては「狂」と捉えられることもあるのです。(高田悦子)

練馬家族会 会報 2005年10月号

2003年11月創刊 通巻第23号
 発行日：2005年9月25日
 発行所：特定非営利活動法人
 練馬精神障害者家族会 事務局
 東京都練馬区栄町 18-12
 Tel& Fax 03-3994-3250
 発行人：橋本邦子(NPO法人練馬家族会 理事長)
 編集：NPO法人練馬精神障害者家族会
 制作：office BOYA
 東京都練馬区中村北 2-25-5
 Tel& Fax 03-3926-2451
 印刷所：有限会社 弘文堂印刷所

ボランティアさん募集

NPO法人練馬家族会では、各種行事の主催や広報活動、事務局運営に少ない頭数で頑張っておりますが、スタッフ一同多忙を極め、スムーズな事業運営が難しい状況になることがあります。そこで、家族会事業のお手伝いをしていただける方を募集しております。会員の皆さんはもちろん、精神保健福祉に関心を持っておられる一般の方、あるいは福祉系の学生さんなど、是非お力をお貸し下さい。ご連絡は事務局までどうぞ。